

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

派遣労働者の同一労働同一賃金 Part 2

前回のヒューマン・プライム通信 268号「派遣労働者の同一労働同一賃金」Part ①では、2020年4月より派遣会社に義務づけられる賃金決定方法の一つである【派遣先均等・均衡方式】の概要について記しました。第2回目となる今回は、【**労使協定方式**】の概要についてです。



■ 労使協定方式とは

一定の要件を満たす労使協定による待遇



派遣会社の過半数労働組合、又は過半数代表者と使用者との間で、賃金等の待遇について労使協定を書面で締結し、その労使協定に基づいて賃金を決定する方法です。

■ 労使協定締結の賃金決定における主なポイント

① 賃金

同種の業務に従事する正社員の平均的な賃金の額と同等以上の賃金の額でなければなりません。

■ 具体的には？

⇒ 厚生労働省が毎年6月～7月に公表する賃金構造基本統計調査、もしくは職業安定業務統計の「**一般的な労働者の平均賃金額**」に記載される同種の業務に従事する正社員の賃金額に、職業安定業務統計による「**地域指数**」を乗じた額以上にしなければなりません。

② 退職手当

以下①～③のいずれかを選択します。

① 厚生労働省が毎年6月～7月に公表する退職金調査結果の数字を踏まえて自社の退職手当制度を作成する。

② 派遣労働者の時給に退職手当分6%(*1)を上乗せして、その額以上の時給を支払う。

(*1) 厚生労働省が算出した、全国の一般の労働者に関し、賃金に占める1月あたりの退職手当給付割合

③ 中退共(中小企業退職金共済制度)などに加入する。

※現在、正社員への退職手当制度がない派遣会社でも労使協定方式を採用した場合、上記の選択肢のいずれかを採用しなければなりません。

③ 通勤手当

以下のいずれかの方法で定めます。

① 実費を支払う

② 派遣労働者の時給に71円(*2)を上乗せして、その額以上の時給を支払う。

(*2) 厚生労働省が算出した、全国の一般の労働者の平均的な交通費

※通勤手当は自宅から職場への交通費の実費弁償という通勤手当の性格を踏まえ、実費によって基本給とは別枠で支払われることが望ましい。



労使協定が適切な内容で定められていない場合や労使協定で定めた事項を**遵守していない場合は**、【**労使協定方式**】は適用されず、【**派遣先均等・均衡方式**】が適用になります。その場合、派遣先から賃金の情報提供を受ける必要がありますので、派遣先からの賃金の情報提供を受けることが難しい派遣会社は労使協定を遵守することが重要になります。

●参考資料：「平成30年労働者派遣法改正の概要<同一労働同一賃金>」「同一労働同一賃金の法整備を踏まえた労働組合の取り組み～労働者派遣編～」(日本労働組合総連合会)

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。